

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日

昭和三十八年三月 福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業

昭和五十八年三月 東北大学法学部卒業

六一年四月 司法修習生

六三年四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成六年六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(L.L.M.)

同年九月 海外法律事務所勤務

七年一〇月 弁護士登録取消

同年一月 公正取引委員会事務総局勤務

一〇年九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

一六年四月 慶應義塾大学法学部教授


一九年四月 内閣府官民競争入札管理委員会委員

二二年三月 日本放送協会公益委員・監査委員

令和二年九月 司法試験考官委員(経済法)

二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事

三年七月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
昭和三十三年二月二十七日生

略歴

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所判事就任日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心情

最高裁判は「法の審判」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことが重要です。同時に、最高裁判の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するように最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、そして高「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判所として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とそれに基づいて立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて、一所懸命に努力していきたいと考えています。

これまで、弁護士としての職務を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となってからは、一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判所として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の職、また、なかですごい一石となるよう励んでいきたいと思っています。

裁判官 渡邊恵理子

備考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。